



平成28年12月14日

各 位

会 社 名 日鍛バルブ株式会社
代表者名 代表取締役社長 金 原 利 道
(コード番号 6493 東証第 二 部)
問合せ先 常務取締役 李 太 煥
(TEL. 0463-82-1311)

不適切な会計処理に関する再発防止策のお知らせ

当社は、平成28年12月9日付「不適切な会計処理に係る調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社本社工場、堀山下工場並びに山陽工場における不適切な会計処理（以下「本件不適切会計処理」といいます。）について調査等を行っていた調査委員会より調査報告書を受領し、当該報告書において指摘された発生原因や再発防止策に係る提言に基づき、再発防止策の具体的な施策を検討してまいりました。

その結果、本日開催の取締役会において、再発防止策の具体的な施策について下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

今後は、コンプライアンスの遵守を徹底し、信頼の回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

調査委員会より提言頂いた再発防止策及び当社取締役会が決議したその具体的な施策は、以下のとおりであります。

1. 意識改革

(1) 社内報等での継続的なコンプライアンス推進（経営トップからのメッセージ発信等）

本件不適切会計処理が行われた部署では、管理職を含む一部の従業員において、実行計画（期首に策定する基本予算に対して、期中の販売計画の変動等を基本予算に織り込んで策定する月次の計画を指す）を達成することへの意識が強く、その反面で、コンプライアンス意識が希薄であった。

こうしたことから、コンプライアンス最優先の意識改革のため、経営トップから「不正は絶対に許さない」旨を定期的に発信して、全従業員のコンプライアンス意識の向上を図るべきである。

具体的施策：

- ①当社経営方針の中で、コンプライアンス意識をさらに強調し、グループ内の遵守意識を醸成する。
- ②社内報や社内イベントを通じ、経営トップからコンプライアンス最優先のメッセージを定期的に発信して、全従業員のコンプライアンス意識の向上を図る。
- ③各部門長から自部門のリスクに対応したメッセージを記載したポスターなどにより発信し、周知徹底を図る。
- ④コンプライアンス啓蒙活動の実施状況を確認する。

(2) コミュニケーションの改善

実行計画の生産数量目標等を達成できないことを工場外の役職員に対して報告・相

談することが憚られた結果、本件不適切会計処理が行われてきたという背景事情に鑑み、期首及び期中の予算策定において、各工場の事業環境、人員配置、生産設備等の状況及びその変化等を十分斟酌した現実的な予算の立案を行うため、経営陣ないし工場外の上長・上位組織から各部門の責任者・担当者に対して、より能動的に当該予算の確実性・実現可能性を確認するなど工場との連絡をより密にし、これによって、工場から相談・報告を行いやすい雰囲気醸成するべきである。

具体的施策：

- ①期首・期中に立案される利益計画及び予算について、その妥当性を確認する審議会（予算審議会）を新設し、予算審議会において協議を経た利益計画及び予算を常務会に報告し、その承認を得ることとする。
- ②事業環境の変化や顧客の最新情報を織り込んだ直近の実行計画の策定において、その実現可能性について経営陣及び工場外の部門長と意見交換が容易にできる事業部会議を毎月開催する。
- ③利益計画、予算及び実行計画の進捗状況を取締役会に報告する。

- (3) 定期的な部門別、階層別のコンプライアンス教育の実施（行動規範、適正会計等）
コンプライアンス意識の向上のため、当社役職員としての行動規範に関する役職員の教育・研修を、効果を測定しつつ繰り返して行い、コンプライアンス教育を徹底すべきである。
また、工場部門において適正な財務報告に対する意識が低かったことが本件不適切会計処理の一因となったものと考えられることに鑑み、財務報告の意義・役割、工場における生産数値の報告が当社の財務報告に与える影響等に関しても、同様に、必要な教育を行うべきである。

具体的施策：

- ①全役職員に対し、毎年、当社の基本規程である行動規範の教育を行う。
- ②各部門のリスクに対応した部門別コンプライアンス教育を年間計画に従い実施し、個別に効果測定も行う。
- ③生産数値が会計へ与える影響についての教育を定期的実施する。
- ④総務部と連携して、階層別のコンプライアンス教育を推進する。

2. 規程類の明確化・棚卸プロセスの見直し

(1) 会計規程の明確化及び周知徹底

山陽バルブ工場における本件不適切会計処理において、関与者らが、仕掛品を完成品として計上することについて、不適切であるとの意識を強く持つことができなかつた可能性があることに鑑みて、経理規程及びその下位のマニュアル等の一層の明確化を検討し、必要に応じて改善の上、周知徹底すべきである。

具体的施策：

- ①経理規程及びその下位のマニュアル等の整備・見直しを行い、経理処理の基準等を明確にしていく。
- ②経理、会計に関連する規程における基準値等は、当該各規程に定める頻度での更新及び周知を確実にを行う。

(2) 棚卸プロセスの見直し

棚卸について、社内規程において定められていた作業手順の運用が徹底されず、ま

た、担当部署以外の部署のチェック機能が働きにくい環境にあったことを踏まえ、各工場の在庫管理プロセス業務記述書の棚卸実施手順書を全社的な統制の観点も加味して改訂のうえ、棚卸作業が適正に行われているかを、担当部署による影響を受けない形でチェックできる体制を整えるべきである。

具体的施策：

- ①棚卸作業が適正に実施されるよう、各工場の在庫管理プロセス業務記述書の棚卸実施手順書を改訂する。
- ②保留品、不良品及び完成品の判断基準及び処理方法を定める手順を確定する。
- ③実地棚卸の際に、前項の手順が遵守されているかの確認をコーポレート・ガバナンス部及び監査法人が実施することで、棚卸作業の適正性に関するチェック体制を整える。

3. 業績評価・人事制度の見直し

人事評価基準にコンプライアンス遵守状況の項目を追加し、特に役職者の人事評価には、会計ルールを理解及び遵守状況などの視点を加えるべきである。

また、就業規則において、社内規程に違反した会計処理を行い、又は、行おうとすることを懲戒対象事由として明記することも考えられる。

具体的施策：

- ①人事評価基準にコンプライアンス遵守状況の項目を追加する。特に役職者の人事評価には、会計ルールを理解及び遵守状況などの視点を加える。
- ②就業規則において、社内規程に違反した会計処理を行い、又は、行おうとすることを懲戒対象事由として明記する。

4. 予算制度の見直し

予算策定時においては、各工場の現状の事業環境、人員配置、生産設備の状況等を十分斟酌した現実的な予算の立案を行うための制度や取り組みの確立・強化をするべきである。さらに、期中における実行段階において、環境等の変化にあわせて実行計画を見直すとともに、製造部門と経営サイドが連携し、必要に応じて経営サイドからのサポート措置を講じることを検討すべきである。また、生産計画による工場損益予算に加えて、外部売上及び製品在庫増減を加味した営業利益予算による予算制度の充実・強化を検討すべきである。

具体的施策：

上記1.(2)に加えて、以下を行う。

経営計画策定規程の見直しにあたって、売上高、製品及び仕掛品の在庫を加味した営業利益予算を明確にさせ、キャッシュフローの重視を明確に定める。

5. 内部監査体制の強化

(1) コーポレート・ガバナンス部の強化

コーポレート・ガバナンス部について、一層の強化を行い、本件不適切会計処理があった各部門のほか、国内子会社、海外JVについても同様の不正が生じるリスクがないかを検討の上、必要に応じてコーポレート・ガバナンス部が所管している監査グループによる現地監査の頻度を上げることなどにより、監査体制を強化すべきである。

具体的施策：

- ①現地監査の頻度及び精度を上げるために、個別監査において弁護士や会計士などの必要な外部リソースを活用する。
- ②監査グループ各スタッフの監査能力及び会計知識向上のため外部教育、研修の受講を推進し、監査体制を強化する。

(2) 生産異常数値発見のための監査体制の整備

工場損益又はこれを算出する上で重要となる生産数量等の項目について、工場外の役職員による精緻なモニタリング及び分析ができていなかったことから、今後は、こうした事項について、必要な管理システムの導入・強化等を行った上でモニタリングを実施し、製造能力以上の数値入力を制限する等、監視・監査体制の強化を図るべきである。

具体的施策：

- ①各工場の生産実績、仕掛品、製品在庫及び原材料の在庫状況をシステムにより見える化し、事業本部及びコーポレート・ガバナンス部が毎月モニタリングすることで、異常値の監視体制を整備する。
- ②製品在庫の不定期なサンプリング監査評価を行い、抑止力を高め、監視体制の強化を図る。

(3) 社内規程の遵守状況のモニタリング

調査報告書 2. (1)の記載のとおり経理規程等の社内規程を改善した後は、改善後の社内規程が遵守されているかどうかについて、内部監査等において定期的にモニタリングし、当該規程に従った運用の定着状況を確認するべきである。

具体的施策：

関連する社内規程を改善した後は、改善後の社内規程が遵守されているかどうかについて、内部監査を実施し、遵守状況のモニタリングを毎年行う。

6. 法令遵守体制の強化（内部通報制度、本社による監督強化）

本件不適切会計処理について内部通報制度が利用されたことはなく、同制度が有効に機能しなかったことから、ポスター掲示、研修等、あらゆる機会を活用してその存在自体のみならず意義をも周知し、内部通報制度の利用の活性化に取り組むべきである。

また、本社管理部門の監督が各所により強く及ぶよう、コンプライアンス・リスク管理委員会を通じ、本件不適切会計処理が行われた各工場、国内子会社及び海外JVに対して、改めてコンプライアンス計画の策定及び実施を求め、事故発生時の本社管理部門への適時報告を励行させるよう周知徹底すべきである。

具体的施策：

- ①内部通報制度及びその意義について、各種コンプライアンス教育において説明し、制度の活性化に取り組む。
- ②コンプライアンス・リスク管理委員会を通じ、国内子会社、海外JVについても、今回の反省も踏まえ、改めてコンプライアンス計画の策定及び実施を求め、また、事故発生時の本社管理部門への適時報告を励行させるよう周知徹底する。

以上